

第56回町田市街づくり審査会議事録概要

○日 時 2021年3月9日(火) 13時00分～14時30分

○場 所 リモート会議

○議 事

〈付議事項〉

- ・小山田中部街づくり協議会への支援について

〈報告事項〉

- ・町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会(第3回、第4回、第5回)の検討内容の報告

○出席者 委員(敬称略) 志村 秀明、遠藤 新、岡田 正則、澤井 宏行、皆川 雅仁、佐藤 健、
佐柳 融

○事務局 都市整備担当部長
地区街づくり課職員 5名
都市政策課職員 3名

■会議内容

○議事

○事務連絡

■配布資料

○議事次第

○委員名簿

○座席表

- 資料：資料1 小山田中部街づくり協議会への支援について
資料2 町田市住みよい街づくり条例が目指す街づくりの全体像
資料3 街づくりプロジェクト支援の全体像
資料4 まちビジョン作成の全体像について
資料5 新制度における地区街づくりプラン等の取扱いについて
資料6 町田市住みよい街づくり条例の改正箇所と主なポイント
資料7 町田市住みよい街づくり条例 改正案たたき台
資料8 町田市住みよい街づくり条例施行規則 改正案たたき台
資料9 町田市街づくり審査会運営規則の改定について
資料10 今後のスケジュール

【事務局】 <小山田中部街づくり協議会への支援について>の説明

【委員】 アドバイザーを派遣するという点に関しては賛成です。質問ですが、2020年の活動実績で構想策定に向けた課題、アイデアの整理をしたということですが、具体的にはどのように整理されていて、2021年度はどの辺を掘り下げていくのでしょうか。

【事務局】 現在の小山田中部街づくり協議会の状況ですけれども、この地区でどういったことを行っていくのかについてワークショップによる洗い出しを行いました。「まちだ〇ごと大作戦」などの活動の実施といった短期的なものや、10年ぐらいのスパンで活動していく中期的なもの、また、小田急多摩線の延伸といったものを想定した長期的なものを洗い出し、ジャンル分けを行いました。

来年度に関しましては、洗い出したものの中から実際に地元が中心になって活動していけるものを整理し直します。併せて、地区街づくりプランの策定に向けてふさわしい情報などを取捨選択しながら、検討していくことを想定しております。

【委員】 状況は分かりました。具体的にはどういったものだったのでしょうか。

【事務局】 具体的には「小山田中部里山活用プロジェクト」と題して「〇ごと大作戦」にエントリーしております。町田マウンテンバイク友の会というところと協働しながら、山林の整備、保全などをそのマウンテンバイクの会の方々と行いながら、地区外の方々に里山に来て、マウンテンバイクを楽しんでいただくといったイベントを行っております。また、マウンテンバイクのイベントだけではなく、山林を自分たちで野外のコンサートができるように整備を行い、地域資源をうまく整備し活用するということも具体的な取組になっております。

【委員】 分かりました。

【委員】

私もアドバイザーの派遣については賛成となります。2点ほどお伺いたします。派遣するアドバイザーというのはどういった形で選定されていくのでしょうか。それから、2021年度の活動として、2020年度に洗い出しを行った課題など整理を行ったものを実行していくということですが、この資料1にあるようないわゆる地域を活性化させる方法とは、具体的にどういった辺りを目標にしているのでしょうか。例えば、マウンテンバイクのイベントにしても、どこから人を入れて、具体的にどういった活性化を目指しているのでしょうか。

【事務局】

まず1つ目のご試問のアドバイザーの選定については、こちらは今年度から引き続き、地元から要望があるアドバイザーを派遣していく予定でございます。

具体的には、都市計画を専門としながら街づくりに取り組んでいただいているアドバイザーの方でございます。こちらの地区は地域資源の活用を目的とした活動を行いながら、調整区域における地区計画を最終的には目指していこうという団体でございますので、ハードの街づくりという観点から、都市計画に関するアドバイスのご要望を頂きましたので、これに沿う形でアドバイザーを派遣する予定でございます。

なお、派遣予定のアドバイザーに関しましては、昨年度に引き合わせをさせていただいて、団体の方からこの方をお願いしたいと言われているアドバイザーを引き続き派遣していく予定でございます。

2点目のご質問ですが、団体としては、多くの人にしっかりと地区にある緑に関わってもらうことが非常に重要だという認識をされていらっしゃるやいまして、まずはこの地区に住まわれている地元の方々が参加していただけるような形をうまく作っていき、緑の魅力を感じていただいて、さらに地区外から人が来てもらえるようなイベントなどをやっていきたいと考えておられるようです。

実際の運営に関しては、これからいろいろな団体とのつながりを作っていくながら、活動を具体化させていくと聞いているので、具体的にどうい

った活動を行う予定かについてはまだ決定しておりません。

【委員】 2020年度に課題の洗い出しをして、2021年度は整理をしていく。さらにその先にまた具体的なハード面とかソフト面の活動に着手をされていくというイメージでしょうか。

【事務局】 おっしゃられたとおりでございます。

【委員】 分かりました。私からは以上です。

【会長】 この小山田中部地区はこれまでのアドバイザーの方はどちらかというと、環境保全系のことを扱っていたと聞いています。確かに環境保全も重要なのですけれども、先ほど事務局から説明がありましたとおり、都市計画について明るいアドバイザーを派遣しているということで、保全だけでなく活用の取組が進んでいるということです。

それから、街づくり構想の策定に向けた作業をしているということですが、これがこの後の2つ目の議題の町田市住みよい街づくり条例の改定にも関係してきまして、街づくり構想は新しい条例における「ビジョン」のような位置づけになるので、都市づくりのマスタープランとの関係も出てくるということでしょうか。

【事務局】 おっしゃられたとおり、ビジョンと都市づくりのマスタープランとの関係も含めて検討を進めていく形になってまいります。

【会長】 参考までに、隣接する小山田大龍地区街づくりを考える会と田中谷戸街づくり協議会の動きについてもご説明いただけますか。

【事務局】 まず、田中谷戸街づくり協議会に関してですが、こちらは都道の整備を起点に、その道路の周囲の街づくりを考えながら、また、小田急多摩線延伸の新駅候補地がある地区でございますので、その周辺の街づくりにつ

いても検討を続けているところでございます。ただ、道路の整備の進捗を待っているとなかなか街づくりが進んでいかないという課題もございませので、つつじの祭りや、芋掘り体験会などを行っていくことで、内外から人を呼び込み、地域の魅力を発信する活動を実施しております。

続きまして、小山田大龍地区街づくりを考える会になります。こちらは多摩都市モノレールの延伸を考慮した街づくりの検討を進めているところでございます。

昨年度は地区のゾーニングを行いながら、地区内の緑の活用と保全について検討を進めていた状況でございます。ただ、今年度に関しましては、コロナの影響もございまして、協議会の開催ができず、検討が進んでいない状況でございます。

【会長】 大体よろしいようでしたら、アドバイザー派遣に皆様賛成ということでよろしいでしょうか。反対はないということで、よろしいかと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【会長】 では、議題の2つ目です。(2)「町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会の検討内容の報告」です。

【委員】 前回の審査会以降、検討部会3回開催いたしまして、ようやくその条例の改正案の内容がまとまりましたので、本日はそのご報告をさせていただきます。本審査会からは、私を含め3名の委員が参加しております。まず、資料2が今回の条例のメインの内容になります。

右側の「まちビジョン」ですが、前回までは「まちの将来像」という名称でしたが、「まちビジョン」という名称で、用語を統一しております。

資料中のところどころに黄色い吹き出しがありますが、これは、事務局が行った街づくり団体などへのヒアリングの際に頂いた意見となりますので、参考にさせていただければと思います。

資料2の左下に記載のある条例改定の経緯についてです。条例を200

4年に施行した後、16年が経過しました。その間、地区街づくりについての支援と、街づくり市民活動の支援というものを柱にしてきたわけですが、地区街づくりについては10団体、街づくり市民活動については1団体の登録にとどまっていたので、条例を改正する必要があるということでこの度の検討が始まったということです。

町田市のシティプロモーションである「まちだ〇ごと大作戦」という取り組みの中で多くの市民活動が生まれたという成果がありまして、その取り組みとここにあるまちビジョンを都市マスの一部に位置づけていくことを通して、市民と行政の協働の街づくりを進めていくということを目指しながら、そういうことが可能な条例案の検討を進めてきました。新制度と現行制度の違いとして、4つ項目を上げています。まず、支援する活動の対象を広げたことです。2つ目に、団体の支援から活動の支援に切り替えた制度設計をしております。3つ目に、数的要件に基づく合意形成ではなく、プロセスを重視した合意形成に変更しました。これは新制度が「まちビジョン」の策定を1つの柱にしているわけですが、ビジョンを作る際に、何らかの数字的な基準を設けて、それだけの合意を取りつけないとビジョンが策定できないということではなく、地域と実現性のあるプランを作っていくというプロセスを非常に重視した内容となっております。4つ目に、条例に基づき策定したビジョンを（仮称）町田市都市づくりのマスタープランに位置づけられるようにするという点です。この4つが新制度での大きな変更点となっております。

街づくりプロジェクトに関しては、環境保全または市街地整備を含んだ多種多様な地区の魅力を高める活動や取組のうち、条例で認定されたものが街づくりプロジェクトであると定義しております。市内の各所で行われる様々な活動を支援していくため、条例でこれを認定するといった内容です。

団体の支援という考え方ではなくて、いろいろな活動を生み出して、その活動自体を支援していくということが、この街づくりプロジェクトというものの考え方の大事なポイントです。

資料右側の「まちビジョン」ですが、定義としては、地区でやりたいこと

及びやり続けたいことを地区住民などが主体になって取りまとめて、描かれた地区の将来像のことです。まちビジョンを作ることを、地区の住民が自らの地区や街を考えるきっかけと捉えて、人と人、団体相互が新しいつながりや活動を創出・発展・継続させることが、「まちビジョン」を作ることへの支援の目的です。

この「まちビジョン」を作成することに地区の住民にとってどんなメリットがあるのか、メリットを感じられなければ、なかなか制度として使われていかないのではないかという議論もありましたが、その点に関しては、ビジョンを策定するプロセスの中で、街づくり交流会というものを設けて、そこでの地域の人や団体相互のつながりを作っていくことであったり、そういった場を作っていくことを通して自らの地区や街のことを考える機会を得られることが、地域にとっての大きなメリットになるのではないかと、として制度設計をしております。

市としては、都市マスよりも細かい単位で地区の街づくりの方向性が明確にできて、なおかつ地区の住民の具体的な活動に基づいたビジョンづくりができるというのは非常に有用なことです。そういう意味で市民にとっても市にとっても有用なものとして、「まちビジョン」を策定することを位置づけています。

以上が、新制度の全体像と主なポイントです。

資料3は、街づくりプロジェクトの支援の全体像に関してです。

左側に全庁での支援の流れがあって、真ん中に赤色で今回の改正条例による支援の流れが書いてあります。検討の中で、市民による街づくりの活動をどういうタイミングで誰が認定をしていくのかということが、議論のポイントの1つとしてありました。前回この審査会でご報告させていただいたときには、左側に記載の全庁的な体制の中で活動認定をしていくという説明でしたが、それ以降の検討の中で、条例に基づく支援を行うためには、条例でも何らか認定行為が必要であろうということになりまして、この図にあるように条例側で活動認定を行うというスキームに最終的には落ち着いております。

3年という認定期間を想定していることもポイントの1つです。街づく

りの活動は鮮度も重要であるということで、認定期間として3年というものを想定して、必要に応じて更新していくという考え方をとっております。

街づくりプロジェクトの支援の内容は右側の列にある「情報発信」、「人材・ノウハウの提供」、「場・機会の提供」という項目を想定しております。活動資金についての支援も必要ではないかという意見もあつたのですが、最終的にこの点に関しては、例えば東京都が持っているような補助金制度などをあっせんするなどという方法で対応していくことで、内容をまとめております。

街づくりプロジェクトの支援の全体像は、おおむね以上のような内容です。

資料4は、「まちビジョン」の作成についてです。まちビジョンは、あらかじめテンプレートのようなものを用意して、市民が実際に作る際には、できる限り短期間で負担も少なく進めていけるように考えております。たたき台としてテンプレートを参考にしてもらいながら、ビジョンの検討を進めていくというものです。

「まちビジョン」の内容として、名称、対象区域、目標、方針というのを作ることを想定しています。ここの部分が「(仮称)都市づくりのマスタープラン」に位置づけられる部分です。それに加えて「取り組みたい具体的な内容」と、「まちビジョンの検証や見直しの考え方」といった内容を含めて、まちビジョンの具体的なイメージとして想定しております。

「まちのビジョンの検証・見直し」とあるのですが、「取り組みたい具体的な内容」については5年程度、目標や方針に関しても10年程度というスパンで検証・見直しが必要だろうという想定でおります。

「まちビジョンの要件」としては、資料にあるとおり、こういった5項目の内容を要件として付しております。

まちビジョンの単位ですが、イメージとしては町内会や自治会のような区域を基本に考えていくことにしております。当然その中でさらに小さな単位でビジョンを作成するような場合も出てくるかもしれませんが、そういった場合には内容の統一性、整合性を持たせながら、検討を進めて

いくことを想定はしております。また、原則、ビジョン同士の区域は重ならないことを想定しております。

「まちビジョンの作成のプロセス」は大きく4段階で想定しております。準備段階、作成段階、完成段階、手続の4つのステップです。1つ目の準備段階ですが、様々なステークホルダーが参加する（仮称）街づくり交流会というものを作るということが、この段階でのポイントとなっております。

作成段階ですが、ここでは交流会に集まった住民や活動団体が今後この地区の中で取り組みたい活動はどういったものかを出し合って、それを目標や方針として取りまとめていきます。

期間的には、準備から完成までに、半年から1年程度を想定しています。検討の過程で、街づくり審査会にその内容を随時報告して、助言をもらいながら検討を進めていくことを想定しております。

最終的に、取りまとめた「まちビジョン」の内容を都市計画審議会に報告して、都市づくりのマスタープランに位置づける手続を考えております。続きまして、資料5は新制度における既存の地区街づくりプラン等の取扱いについてまとめたものです。従前従後でどう引き継いでいくかという対応を示したものになっています。

基本的な考え方として、既に存在している地区街づくりプランなどはそのまま生かしますが、新規での策定は行わない予定です。

まず、地区街づくりプラン（目標・方針）は、「まちビジョン」と同等のものとして残し、都市づくりマスタープランに位置づけていきます。

2つ目に、「地区街づくりプラン（計画）」の部分と「街づくり推進地区」に関しては、これを残します。地区街づくりプラン（計画）の一部は「まちビジョン」と同等のものとして、都市づくりのマスタープランに位置づけます。街づくり推進地区というのは、地区街づくりプランが策定されている地区において、建築計画の届出を義務づけているものです。

地区街づくり団体の登録についてですが、現在10団体が登録されております。この条例上の団体登録という仕組みは、新制度では廃止します。

地区のルールづくりに向けて、地区住民が自主的な活動を行うことや、現

行の地区街づくりプランの計画の運用を地区住民が行う場合なども想定されますが、そういったものに関しては、それらの活動を「街づくりプロジェクト」として認定して、必要に応じた支援を行うことを新制度の中では考えております。

「街づくり市民団体」についても団体登録は廃止します。団体が行っている街づくり市民活動は必要に応じて街づくりプロジェクトとして支援していきます。

最後に、「街づくり検討地区」という制度があったのですが、現在までに運用の実績はないので、これは廃止いたします。

資料5に関しては以上です。

資料6は、街づくり条例の改正箇所の主なポイントと、条例の構成を記載してあります。

既存の地区街づくりプランと街づくり推進地区について、第7章「雑則」の中に経過規定として記載するとしています。

資料7以降は、具体的な条文の内容になっております。

改正案の前文の中で、今回「まちビジョン」というものを策定し、その「まちビジョン」が都市づくりのマスタープランに組み込まれていくことを踏まえた文章を最後に付け加えております。

それ以降については、ここまで説明してきた制度の内容が、条文として書かれております。資料7の7ページにあります第5章「早期周知による街づくり」についてですが、2018年度に市が行った制度設計の内容に基づいて、「大規模土地取引に関する届出」と「大規模開発事業の土地利用構想の協議にかかる届出・協議」等についての条文を、この部分に記載する予定です。記載内容に関しましては、現在、市側で検討しているところなので、この部分は空欄になっているという状況です。

【委員】

こういった街づくりについてのいろいろなプランは、町田市マスタープランや都市計画などに順次反映させていくのだと思うのですが、これについてはどういう手続になっているのでしょうか。

【事務局】 新制度では、地区でやりたい事からまちの将来像を作る「まちビジョン」を策定し、その中から、目標、方針、区域といった項目を、都市づくりのマスタープランに位置付けていくことを考えています。

「まちビジョン」の策定ですが、地区における内容検討の段階から、随時街づくり審査会に報告しながら進めていくことを考えております。

ビジョン案がまとまった段階で、街づくり審査会において、住民の理解を得られているのか、ビジョン案の内容がマスタープランと整合しているか等の観点から審査して頂き、それを踏まえて市の方でマスタープランへの位置付けを行っていくという仕組みを考えております。最終的にマスタープランへ位置付ける旨を都市計画審議会に報告いたします。

【委員】 そうすると、この街づくり審査会は都市計画審議会に報告する前に、都市づくりのマスタープランなどと整合するかどうかという点検のようなことも行うのですね。

【事務局】 おっしゃられたとおり、上位計画と整合しているか審査していただきたいと考えております。

【委員】 分かりました。ありがとうございました。

【会長】 このビジョン作成のプロセスにおいて、アドバイザー派遣はどのようなふうに行われるのでしょうか。

【事務局】 ビジョン作成におけるアドバイザーの派遣に関しましては、街づくり交流会での検討の方向性を決定していくところに街づくりアドバイザーを派遣していこうと考えております。実際の「まちづくりビジョン」の検討・作成に関しては、委託などを入れることにあると思いますが、ただ、その中でも、中立的な立場で技術的な助言を頂くため、街づくりアドバイザーを派遣しようと考えております。

街づくり審査会には、どういった街づくりアドバイザーを派遣していく

かということも含めて、ご報告していきたいと考えております。

【委員】

いろいろご検討いただいて、大変すばらしい案ができたと思っております。まず、資料2について、今回団体支援から活動支援へシフトし、ここで「まちビジョン」の方で認定された活動をできれば都市計画のマスタープランにもという話だと思っておりますが、ここで言っている「まちビジョン」の「まち」というのは地区ということによろしいのでしょうか。その「まち」を前提とした場合に、マスタープランに位置付けていくかと思うのですが、地区のビジョンを都市計画に上げるということなので、もっと上位の扱いになるかと思うのですが、取扱いはどういう形にするのでしょうか。ほかの認定されていない、活動していない地域、地区を含めたときに、それをまちとして都市計画に上げるときにどういった整理をされていくのでしょうか。

また、様々な活動支援について、この住みよい街づくり条例による支援としては、活動の期間は3年程度で、その後の継続も考えていくとのことですが、資料4の「まちビジョン」の検証・見直しとしては、例えば方針は10年後で、取り組みたい具体的な内容は5年後という形になっているかと思えます。この辺の想定期間の違いと支援の継続性というところは、どのように検討されているのでしょうか。

【事務局】

まず1点目といたしまして、「まちビジョン」の「まち」という単位ですけれども、今現在運用しております都市計画マスタープランでは、地域別構想というものを持ってしまして、この地域別構想においては、市内を10地区に分けておりますが、単位として、大きすぎ、なかなか街づくりが進まないという問題がありました。この単位をより小さく、実際に街づくりが進むような単位を対象にしたほうが良いということで、町内会、自治会の単位が、地域コミュニティも含めて、街が動く単位なのではないかと考えております。

地区には既に様々な活動があり、その対象としている地区はあまり大きくありません。これらの活動の主体を町内会、自治会単位で集まっていた

だき、仲間づくりや、地域とのつながりを生んで、新しい活動を生み出していくことを目指して、この「まちのビジョン」というものを作成していくところでございます。

また、2点目の期間の話になりますけれども、これは地区でいろいろな考え方があるかと思えます。1つは、マスタープランに位置付けられる目標や方針については、大きく変わることはないと思われしますので、10年程度を見直しの期間とし、地区内で行いたい個別具体的な活動などについては、地区の状況の変化も含めて賞味期限がありますので、5年なのか、3年なのか、地区の皆さんと話をしながら、期限の設定を一緒に考えていきたいと思っていますところです。

「まちのビジョン」を作るのが目的ではなく、新しいつながりや、活動を生み出していきながら、さらに新しいまちのビジョン、街づくりプロジェクトが生まれていく、という循環しながら継続していける制度設計を考えてきたところでございます。

【会長】 このまちビジョンが都市づくりのマスタープランの内容にそぐわなかったときには取り消す、というような内容が条例第2章の第12条にありますけれども、ここに関わるのは都市計画審議会だけで街づくり審査会に関わらないのでしょうか。

【委員】 まちビジョンを作っていくプロセスのかなり早い段階から市も入るので、恐らくその辺りの内容のチェックが行われると考えています。また同時にそのプロセスで街づくり審査会も関わることになっているので、審査会においても調整されていくと考えています。

よって、まちビジョンと都市づくりのマスタープランについて齟齬は発生しないだろうと思っております。

【委員】 「まちビジョン」の作成プロセスが長いか短いかという議論があるというお話でありましたけれども、さらに都市計画審議会で時間がかかってしまい、最終的な「まちビジョン」となるのは、結構時間がかかってしま

うと思うのではないかと感じました。まちビジョンの検討作業と都市計画審議会での審議を並行して、時間を短縮して進めていくことはできないのでしょうか。

【事務局】 都市計画審議会には、まちビジョンを都市づくりのマスタープランに位置付けることを報告する、という形にいたします。「まちビジョン」自体は、市と地区の方々で作っていき、その内容について街づくり審査会に諮ります。その後、都市づくりのマスタープランに位置付ける旨を都市計画審議会に報告するという流れです。マスタープランに位置づけるために何か都市計画審議会から意見をもらうということは想定しておりません。

【委員】 ありがとうございます。やはりこういうときに一番気になるのが、要望を出してから、実際に形になるのにどれだけ時間がかかるのかということですので質問いたしました。内容は分かりました。

【委員】 おそらく、依然として作成に時間がかかるケースはあると思います。というのは、資料1の小山田中部の街づくりのように、ビジョンを作ることだけを目的として活動しているわけではない場合は、やはり時間がかかってしまうと思います。ですので、資料4にあるまちビジョンのテンプレートと呼ばれているものをどれだけ有効なものにできるのかということが、まず1つポイントになるのではないかなという気がしております。その上で、小山田中部の街づくりのように、まちビジョンの作成に2年程度かかることも想定しながら、事務局の支援体制を整えることが必要だと思います。

【会長】 確かに、上手くテンプレートを使うことが、効率よくビジョンをまとめる要点のように感じます。

【委員】 ただ、今回のまちビジョンは、色々と街づくりプロジェクトが行われている地区などで簡単に作成していくことを想定した制度設計なので、小

山田中部のようなケースは一番難しい部類に入るのかなと思います。

【会長】 これまでよりもライトなものがたくさん出てくると思っております。

【委員】 町田市には大学がたくさんありますので、こういったところと連携できる仕組みをうまく作っていただいたと思います。

また、街づくりプロジェクトの期間が3年というのは、市民にとっても負担が少ないものだと思います。

【委員】 非常に活動やビジョン作りが進めやすい案ではないかなと思います。なぜかという、志が高い地域の団体は多々あるものの、やはり継続力であったり、組織力であったりというのは大きな課題になっております。その辺をうまく調整しながら、一定のハードルを設けながらも超えやすいという仕組みになっていると思っております、これを利用しながら活力ある街に私自身もしていきたいなと思っております。

【会長】 それでは、本日出た意見を参考にして、最後の専門部会で最終的な内容を検討いただき、また5月に開催予定の街づくり審査会に報告いただけるという流れになると思います。

事務局何かございますか。

【事務局】 補足説明としまして、お手元にお配りしております資料9が、街づくり審査会の運営規則です。今回検討している条例と施行規則に基づいて、街づくり審査会の所掌事務等について市側で検討させていただき、案が出来ましたら、委員の皆様にお示しをしていきたいと思っております。

最後、事務局から事務連絡をさせていただきます。

次回の審査会につきましては、資料10のスケジュールにもございまして、5月中の開催を予定しております。詳細につきましては、改めて皆様にご説明、ご相談したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に議事録ですが、本日の議事録につきましては、まとめ次第でメールでご送付させていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。また、本日の議事録の署名委員につきましては、名簿の順番で指名させていただきますと、岡田委員になりますので、岡田委員、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上になります。

【会長】 それでは、第56回町田市街づくり審査会を閉会します。

— 了 —